平成２３年（フ）第４５３号
宮城県多賀城市八幡２丁目14番71号　コーポラス軽井沢203号
債務者　伊藤　博幸
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
宮城県多賀城市八幡２丁目14番71号　コーポラス軽井沢203号
債務者　伊藤タイ子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
宮城県気仙沼市早稲谷273番地
債務者　菅原　詔子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第４４号
石川県石川郡野々市町若松町２番56号　アルモニー・グレイスⅢ101号室、従前の住所富山市公文名１番地26
債務者　川上　保次
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４５号
石川県河北郡津幡町字横浜に37番地１　レジデンスアンジュ103号、従前の住所石川県七尾市石崎町香島１丁目131番地
債務者　西崎　正人
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８０８号
岐阜県瑞穂市生津外宮東町１丁目１番地　武藤ビル305号
債務者　今井　季之
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６３号
岐阜県各務原市那加西市場町１丁目24番地
債務者　酒井　康裕
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８９号
神戸市須磨区清水台１番地の18　グレーシィ須磨アルテピアⅡ番街1508号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２０号
兵庫県三田市弥生が丘１丁目４番地12
債務者　重松由紀子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５０号
神戸市長田区大道通３丁目１番地　フレール長田大道1013号
債務者　寺田　有衣
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５１号
神戸市長田区大道通３丁目１番地　フレール長田大道1013号
債務者　寺田　舞子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３４号
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の１　農住Ｋ―205号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字菅ノ池674番地の５　フレグランス妙法寺Ａ―201号
債務者　藤原有紀恵
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５７号
神戸市兵庫区切戸町６番20号　松谷ビル
債務者　木村　登代
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６５号
神戸市中央区割塚通７丁目１番２号
債務者　浜詰　善明
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７８号
神戸市東灘区魚崎中町３丁目４番12号　ウィスタリア神戸202号
債務者　吉岡　伸英
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２０号
神戸市長田区大塚町２丁目１番15号　ノイエステ瓦屋215号、従前の住所神戸市西区天が岡19番地の８
債務者　壷井　洋之
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５９号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番４―1307号
債務者　笹山富美子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部